

新潟県条例第46号

新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例

新潟県工業用水道条例（昭和39年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(水道使用料) 第21条 水道使用料の額は、次の表に定めるところにより算出される基本料金、特定料金及び超過料金の合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。 (略)	(水道使用料) 第21条 水道使用料の額は、次の表に定めるところにより算出される基本料金、特定料金及び超過料金の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水道の使用で、同日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金の額については、改正後の第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。